

平成18年9月分

会計名【一般会計】

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
1	試験問題（土地改良換地士資格試験）の印刷製造 230部	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 平尾豊徳（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成18年9月19日	独立行政法人国立印刷局 （東京都港区虎ノ門2-2-4）	2,998,062	国家試験という特殊性から、遅延、盗難、漏洩等の事故防止が必要不可欠であり、これらの要件を満たすのは独立行政法人国立印刷局以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
2	平成18年度アジア地域における持続的農業・食品産業確立支援事業	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 平尾豊徳（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成18年9月25日	社団法人国際農林業協力・交流協会（東京都港区赤坂8-10-39 赤坂K S Aビル3F）	14,154,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人国際農林業協力・交流協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
3	国際規格対応強化・体制整備事業	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 町田 勝弘（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成18年9月22日	独立行政法人農林水産消費技術センター 理事長 戸谷 亨（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1）	7,680,240	本事業は、コーデックス委員会及びISO（国際標準化機構）TC34（食品専門委員会）における国際規格の策定において、我が国の農林水産業・食品産業の実態、消費者の意向等を適切に反映させるため、国内の意見集約を行うための会議の開催、国際会議への出席、情報収集等を行うものであり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、本事業の理解度、企画提案内容の適切さ及び目標達成の実現度から独立行政法人農林水産消費技術センター以外に無く、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
4	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業（鳥インフルエンザの侵入防止管理システムに関する研究）	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 町田 勝弘（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成18年9月29日	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事長 堀江 武（茨城県つくば市観音台3-1-1）	10,000,000	本事業は、中立的な第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	
5	平成18年度革新的農業技術習得研修委託事業一式	支出負担行為担当官 農林水産省経営局長 高橋博（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成18年9月7日	社団法人 全国農業改良普及支援協会（東京都港区赤坂1-9-13）	2,850,000	本事業は、委託先を公募し、審査の結果、(社)全国農業改良普及支援協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

6	平成18年度都市再生プロジェクト推進調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月19日	特定非営利活動法人 大分ひとびと福祉事業団 (大分県別府市上田の湯町17-16)	6,100,000	本事業については、委託先を公募し、審査の結果、特定非営利活動法人大分ひとびと福祉事業団が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
7	先端技術を活用した農林水産高度化事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 高橋 賢二 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月12日	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	10,510,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
8	先端技術を活用した農林水産高度化事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 高橋 賢二 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月21日	財団法人農林水産技術情報協会 (東京都中央区日本橋兜町15-6)	45,355,000	本委託事業は、企画競争を実施した結果、(社)農林水産技術情報協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
9	野生鳥獣被害広域防除対策推進調査事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)	平成18年9月4日	社団法人日本森林技術協会理事長 根橋 達三 (文京区湯島3-14-9)	16,012,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人日本森林技術協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
10	野生鳥獣被害の軽減に資する新たな森林区分を踏まえた森林整備の手法に関する調査事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)	平成18年9月6日	財団法人林政総合調査研究所 理事長 小澤普照 (文京区後楽1-7-12)	10,049,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、財団法人林政総合調査研究所が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
11	森林環境保全先端技術導入機械開発事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)	平成18年9月22日	社団法人林業機械化協会会長 高橋 勲 (文京区後楽1-7-12)	16,765,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人林業機械化協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
12	低コスト新育苗・造林技術開発事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)	平成18年9月22日	社団法人林業機械化協会会長 高橋 勲 (文京区後楽1-7-12)	12,563,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人林業機械化協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
13	スギ花粉発生源調査事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)	平成18年9月22日	社団法人全国林業改良普及協会会長 綿貫 民輔 (港区赤坂1-9-13)	29,419,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人全国林業改良普及協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

14	豪雪地帯における安心安全な地域づくりに関する調査事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)	平成18年9月22日	社団法人国土緑化推進機構理事長代行 塚本隆久 (千代田区平河町2-7-5)	21,535,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人国土緑化推進機構選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
15	松くい虫駆除技術高度化調査事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)	平成18年9月26日	社団法人日本森林技術協会理事長 根橋 達三 (文京区湯島3-14-9)	6,117,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人日本森林技術協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
16	人工林の集中的な皆伐の抑制方策に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月11日	日本造林協会 (東京都千代田区内神田1-1-12)	4,355,000	本事業については、委託先を公募し、審査の結果、日本造林協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
17	天然力を活かした更新技術による森林整備に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月19日	財団法人国際緑化推進センター (東京都文京区後楽1-7-12)	6,404,000	本事業については、委託先を公募し、審査の結果、財団法人国際緑化推進センターが選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
18	人工林の集中的な皆伐の抑制方策に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月20日	全国森林整備協会 (東京都文京区後楽1-7-12)	4,355,000	本事業については、委託先を公募し、審査の結果、全国森林整備協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
19	特定中山間保全整備基本計画調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月20日	社団法人日本森林技術協会 (東京都千代田区六番町7番地)	4,593,000	本事業については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人日本森林技術協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
20	平成18年度都市再生プロジェクト推進調査委託事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月11日	定非営利活動法人森のバイオマス研究会 (広島県庄原市東本町2丁目3-1)	6,100,000	本事業については、内閣都市再生本部が委託先を公募し、審査の結果、森のバイオマス研究会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

21	森林理水機能調査 (森林整備手法等 基準化調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月11日	社団法人日本森林技術 協会 (東京都千代田区六番 町7)	8,386,600	本業務は、森林の理水機能の定量的な把握を 目的として、栃木県足尾地区の煙害荒廃地 において治山事業による森林の回復過程の水 文観測・分析 森林からの流出物質とダム貯 水池水質との関連の調査・検討 複層林施業 が水土保持機能に及ぼす影響についての水文 観測結果の整理・解析を行うものである。本 業務の実施に当っては、水文観測の専門的 技術・知見 水質に関連した専門的技術・知 見 水文観測結果の解析能力等の専門的技 術・知見を有し、森林の理水機能の定量的な 把握に資する検討が行える必要がある。この ため、本業務は一般競争入札に馴染まないも のであり、会計法第29条の3第4項に定め る随意契約とすることとし、契約に当たっ ては、不特定多数の者に対する事業企画書案の 募集を行い、業務遂行能力が最も優れた者を 選定する手続きを経た上で、その者を契約の 相手方とし随意契約を締結するものである。	
22	水源地の森林域脆 弱性指標検討調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	財団法人水利科学研究 所 (東京 都文京区後楽一丁目7 番12号)	11,793,000	本業務は、近年の水源地の森林域に係る 災害の発生傾向を踏まえ、より効果的・効率 的な水源地の森林域の整備・保全に資するた め、森林の脆弱性を判断する既存指標事例調 査等により森林の脆弱性(災害に対するリス ク)の指標を検討するものである。本業務の 実施に当っては、水源地における治山事業 の専門的知見 洪水や湧水等に係る情報収 集、整理、解析能力 水源地の森林域で発生 する山地災害及びそのリスク等について情報 収集、整理、解析能力を有する必要がある。 このため、本業務は一般競争入札に馴染ま ないものであり、会計法第29条の3第4項に 定める随意契約とすることとし、契約に当 たっては、不特定多数の者に対する事業企画 書案の募集を行い、業務遂行能力が最も優 れた者を選定する手続きを経た上で、その 者を契約の相手方とし随意契約を締結する ものである。	

23	ダム貯水池における流木流入災害の防止対策検討調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1)	平成18年9月28日	財団法人水利科学研究所 (東京都文京区後楽一丁目7 番12号)	26,652,000	本業務は、ダム貯水池への流木流入災害が多発する傾向にある中で、近年の降雨パターン等自然条件の変化を踏まえ、上流の水源地域の森林の状況把握や流木の発生・挙動メカニズムを分析・検討し、ダム貯水池への流木流入災害についての課題を整理するとともに、国土交通省と林野庁における連携方策をとりまとめ、流木災害の効率的かつ効果的な防止を目指すものである。本業務の実施に当たっては、水源地における治山事業の専門的知見・流木流入災害についての情報収集、整理、解析能力及び流木の発生・流出等の挙動メカニズムについて分析・検討する能力・ダム貯水池等についても一定の知見を有し、治山事業における流木流入災害に対する効果的かつ効率的な連携方策等を提案する能力を有する必要がある。このため、本業務は一般競争入札に馴染まないものであり、会計法第29条の3第4項に定める随意契約とすることとし、契約に当たっては、不特定多数の者に対する事業企画書案の募集を行い、業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続きを経た上で、その者を契約の相手方とし随意契約を締結するものである。
24	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1)	平成18年9月5日	北海道 (北海道札幌市中央区北 3条西6丁目)	29,962,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
25	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1)	平成18年9月28日	岩手県 (岩手県盛岡市内丸10 番1号)	1,973,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

26	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	秋田県 (秋田県秋田市山王4丁目 1番1号)	8,452,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
27	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	福島県 (福島県福島市杉妻町2 番16号)	8,128,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
28	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	茨城県 (茨城県水戸市笠原町9 78番6)	4,128,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
29	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月21日	栃木県 (栃木県宇都宮市塙田1 丁目1番20号)	4,747,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
30	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	群馬県 (群馬県前橋市大手町1 丁目1番1号)	5,181,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

31	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月21日	埼玉県 (埼玉県さいたま市浦和 区高砂3-15-1)	1,860,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
32	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	千葉県 (千葉県千葉市中央区市 場町1-1)	2,978,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
33	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月21日	東京都 (東京都新宿区西新宿2 丁目8番1号)	1,823,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
34	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月21日	新潟県 (新潟県新潟市新光町4 -1)	8,237,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
35	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月5日	福井県 (福井県福井市大手3丁 目17番1号)	4,784,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

36	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	長野県 (長野県長野市大字南長 野字幅下692-2)	12,739,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
37	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	静岡県 (静岡県静岡市葵区追手 町9-6)	7,941,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
38	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月5日	愛知県 (愛知県名古屋市中区三 の丸3丁目1番2号)	5,072,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
39	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月19日	三重県 (三重県津市広明町1 3)	5,768,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
40	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月19日	兵庫県 (兵庫県神戸市中央区下 山手通5丁目10- 1)	5,251,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

41	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月7日	奈良県 (奈良県奈良市登大路町 30番地)	4,655,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
42	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月28日	島根県 (島根県松江市殿町1番地)	10,899,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
43	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月8日	岡山県 (岡山県岡山市内山下2 丁目4番6号)	9,205,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
44	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月8日	山口県 (山口県滝町1番1号)	5,424,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
45	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月11日	香川県 (高松市番町4-1-1 0)	1,828,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

46	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月5日	愛媛県 (愛媛県松山市一番町4 丁目4-2)	5,538,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
47	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月5日	高知県 (高知市丸ノ内1-2- 20)	5,177,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
48	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月5日	佐賀県 (佐賀市城内1-1-5 9)	1,929,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
49	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成18年9月25日	宮崎県 (宮崎県宮崎市橘通東2 丁目10番1号)	7,077,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
50	PICES第15 回年次会合会場借 り上げ業務	支出負担行為担当官 水産庁長官 白須 敏朗 (千代田区霞が関1-2 -1)	平成18年9月15日	(財)横浜市芸術文化 振興財団 (神奈川県横浜市西区 みなとみらい3-4- 1)	4,664,800	本業務は、会場の借り上げ業務であり、交通アクセスの利便性 会議開催に必要なスペースの確保 開催時期に使用可能なこと等を条件に5会場をピックアップし検討したところ、すべての条件を満たす施設は契約業者が運営管理している会場のみであったため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

51	まぐろ類RFMOs合同会合会場借り上げ業務	支出負担行為担当官 水産庁長官 白須 敏朗 (千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月15日	(財)神戸国際観光コンベンション協会 (兵庫県神戸市中央区港島中町6-9-1)	5,401,250	本業務は、会場の借り上げ業務であり、交通アクセスの利便性 会議開催に必要なスペースの確保 開催時期に使用可能なこと等を条件に6会場をピックアップし検討したところ、すべての条件を満たす施設は契約業者が運営管理している会場のみであったため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
52	平成18年度環境調和型漁船等創造対策委託事業業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 白須敏朗 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月8日	社団法人海洋水産システム協会 (東京都港区虎ノ門1-21-8 秀和第3虎ノ門ビル7階)	30,473,000	企画競争を行った結果、提出された企画提案書は優れており、審査委員会で選定され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
53	平成18年度養殖水産物適正評価推進委託事業(その1)	支出負担行為担当官 水産庁長官 白須敏朗 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月19日	独立行政法人日本貿易振興機構 (東京都港区赤坂1丁目12番32号)	4,097,000	企画競争を行った結果、提出された企画提案書が最も優れており、審査委員会で採択され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
54	平成18年度養殖業適正化推進委託事業(養殖水産物有効利用推進事業)	支出負担行為担当官 水産庁長官 白須敏朗 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年9月19日	全国漁業協同組合連合会 (東京都千代田区内神田1丁目1番12号)	14,072,000	企画競争を行った結果、提出された企画提案書が最も優れており、審査委員会で採択され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

備考

- (1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。